

この仕様書は、北秋田市スクールバス運行業務委託(合川地区7月～3月)(以下「当該業務」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

北秋田市スクールバス運行業務委託(合川地区7月～3月)

2. 目的

児童等の通学負担軽減と利便性の向上を図るとともに、スクールバス運行業務をより効率的、効果的に達成するために、豊富な経験及び専門知識並びに技能を有する事業者による業務委託することにより、安全な登下校に資することを目的とする。

3. 委託業務の内容

北秋田市長(以下「発注者」という。)は、受託事業者(以下「受注者」という。)に対し、市内小・中学校の遠距離通学児童生徒の通学を支援するため、スクールバスの運行業務を委託する。

4. 委託期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

5. 車両

当該業務に用いる車両は、受注者が所有する車両とする。

6. 契約方法

運行回数ごとの単価契約とする。積算表の予定稼働日数は、単価契約を行うための参考数量であり、契約(総額)を保証するものではない。

7. 運行地域及び経路

当該業務の運行地域及び対象校は、次の表のとおりとする。

	名称	対象校
1	金沢・増沢方面	合川小学校 合川中学校

当該業務に係る運行経路及び乗車人数は、別紙1のとおりとする。なお、確定した運行経路表及び時刻は、当該業務の開始前に通知するものとする。

経路、乗降場所及び乗車人数は、年度開始前又は年度中に変更となる場合がある。

8. 運行日

次の学校休業日を除く児童生徒の登校日とする。ただし、休業日であっても学校長が特に必要と認めた日は、学校長等と受注者が協議し運行するものとする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 春季休業日(4月1日から4月4日まで及び3月22日から3月31日までの日をいう。)
- ④ 夏季休業日(7月23日から8月25日までの日をいう。)

- ⑤ 冬季休業日（12月26日から翌年の1月13日までの日をいう。）
- ⑥ 開校記念日
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が定めた日

9. 運行回数

1日の運行回数は、原則として次の4回とする。運行時間の変更等が生じる場合は、校長等と受注者が事前に協議し、運行時間の変更等を行うこととする。

区分	乗車する児童生徒	予定時刻
登校	対象児童生徒全員	始 発 午前7時20分
下校1回目	主に小学校低学年	小学校発 午後3時15分
下校2回目	主に小学校高学年及び中学生（小中学生混乗）	中学校発 午後4時15分 小学校発 午後4時16分
下校3回目	主に中学生	中学校発 午後7時00分
下校4回目		臨時

10. 児童生徒の名簿の携行

受注者は、運行するバスごとに利用児童及び生徒に関し、教育委員会が作成した次の事項を記載した名簿を携行し、輸送にあたるものとする。なお、名簿の取扱いについては、十分注意することとする。

氏名 住所 学校名 学年 乗降場所名

11. 任意保険

受注者は、当該業務遂行中に発生した管理車両の自動車保険の対象となる対人（搭乗者を含む）、対物事故について、受注者が責めを負うべき範囲において損害賠償責任を負う。受注者は、この義務を担保するため、管理車両について受注者を契約者とする自動車保険契約を締結するものとし、その補償範囲は対人・対物を無制限、搭乗者傷害を1人につき1,000万円以上とする。

12. 運行計画の作成

学校長又は学校長が指名する者（以下「学校長等」という。）は、毎月20日（当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日）までに、翌月の運行時刻について、受注者に対し、**運行要請書（別紙2）**を提示するものとする。

これを受け、受注者は、関係学校長等と調整した上で、運行時刻を決定することとする。

決定した運行時刻は、**月次運行計画書（別紙3）**により、発注者及び学校に通知するものとする。

運行日の追加や取消し等の変更が生じる場合は、学校長等と受注者が協議し、運行時刻の変更等を行うこととする。変更した場合においては、その都度、運行計画表を訂正し、発注者及び学校長等に送付するものとする。

13. 運転士の配置

受注者は、次のとおり運転士を配置するものとする。

- (1) 受注者は、運転士について、**運転士届（別紙4）**により発注者に届け出ること。また、業務従事者を変更した場合は、**運転士変更届（別紙5）**により、同様に届け出ること。
- (2) 受注者は、届け出ている運転士が突発的な事由により業務に従事することができない場

合は、必ず代替要員を定め、その任に当たらせること。

(3) 受注者は、代替要員を定めたときは、あらかじめ発注者に報告すること。

1 4. 事故等の処理及び計画変更への対応

受注者は、当該業務の遂行中に事故又は不測の事態が生じた場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者と協議の上、処理に当たるものとする。

事故が発生した場合は、受注者は、**事故報告書（別紙6）**により、発生した事故について発注者に報告するものとする。

1 5. 善管注意義務

当該業務の遂行に当たり、受注者は関係諸法令を遵守し、自ら業務請負計画を立案するとともに、運転士の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、当該業務の趣旨に従い、善良な管理者の注意を持って業務を実施しなければならない。

1 6. 労働法上の責任

受注者は、受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

1 7. 業務報告の義務

受注者は、運行状況について管理車両ごとに、運行日、運行の開始時間及び終了時間、運転士氏名、点呼実施の有無その他特記事項を記載した**運行実績報告書（別紙7）**を作成し、発注者に毎月報告するものとする。

1 8. 適用規則

受注者は、この仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令その他の関係する法令、条例、規則等及び労働基準監督署の定める規程の一切を遵守して業務を遂行するとともに、運行に関する安全性及び正確性を確保しなければならない。

(1) 道路運送法及び同法に基づく法令

(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び同法に基づく法令

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び同法に基づく法令

1 9. その他

(1) 受注者は、本業務に使用するバスについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第18条第9項及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第178条第17項に基づき、各車両の前面、後面及び両側面にスクールバスであることを示す表示を行うこと。

(2) 運転士の業務履行状況が不適切であると認められる場合、発注者は、受注者に対して業務改善を指示することができること。受注者に業務改善を指示してもなお不適切な業務実態と認められる場合、発注者は、受注者に対して運転士の交代を求めることができること。

(3) 有事の際の対応に関しては、別途発注者の指示により対応すること。

(4) その他受注者が遵守しなければならない事項については、**別紙8**に定める。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。